

この事業は、訪問看護にかかる経費を助成することにより、在宅の医療的ケア児・者の介護等を担うご家族様等の休息の時間(機会)の確保や、看護及び介護負担の軽減を図ることを目的としています。
※「令和8年4月から」は、自宅分の年間利用上限時間をこれまでの「48時間」から「96時間」に拡充します。

対象者

以下の条件に2つとも該当する人が対象となります。

- 大野城市に住んでおり、在宅で生活している医療的ケア児・者の介護者
- 医師が医療的ケアの必要性を認め、訪問看護指示書が出ていること。

※医療的ケア児・者とは、人工呼吸器、たん吸引や経管栄養など、日常生活を営むために医療的ケアが不可欠な状態にある人のことをいいます。

サービス内容

- 自宅分(年間利用上限時間:96時間)【令和8年度以降】

在宅の医療的ケア児等を対象に、家族等に代わって看護を行う。

- 保育所・学校等分(年間利用上限時間:144時間)

保育所や学校等に在籍する医療的ケア児を対象に、家族等に代わって看護を行う。

※【ご注意】 保育所や学校等の看護職員等から医療的ケアを受けられる場合又は時間帯においては、この事業によるサービスを受けることはできません(保育所や学校等の看護職員等からの医療的ケアの提供が優先となります。)ので、ご注意ください。

助成額

- 訪問看護(料金が自己負担となる時間)を受けた時間×7,500円を助成します。

例)1時間15分のサービスを受けた場合⇒助成額7,500円(1時間×7,500円)

1時間30分のサービスを受けた場合⇒助成額11,200円(1.5時間×7,500円)

1時間45分のサービスを受けた場合⇒助成額11,200円(1.5時間×7,500円)

※助成金額に100円未満が生じた場合は切り捨てます。

申請方法

- 事前に①及び②を大野城市福祉サービス課に提出(申請)して、支給決定を受けてください。

①大野城市医療的ケア児・者日常生活支援事業利用申請書

②直近の訪問看護指示書(写し)

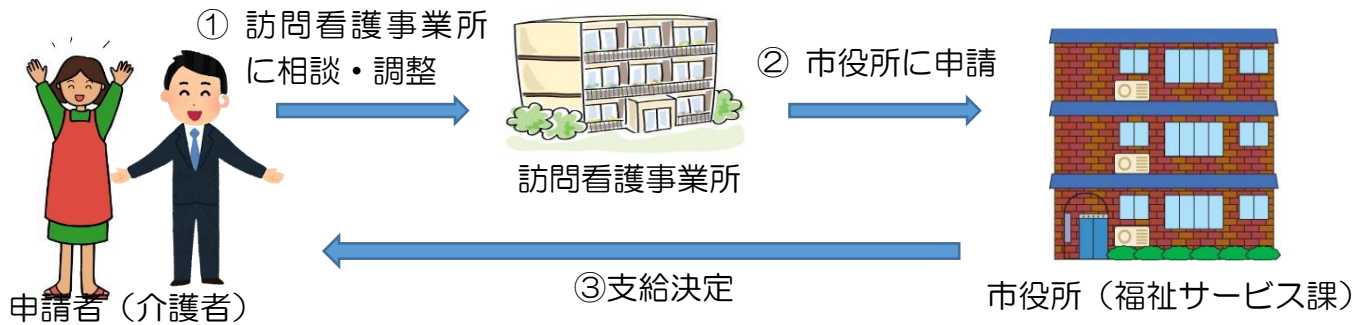
※申請書等の様式は、市のホームページからダウンロード可能です。

利用申請から助成金の交付申請までの流れ

I 利用申請 ※利用前に年間利用上限時間を決定します。

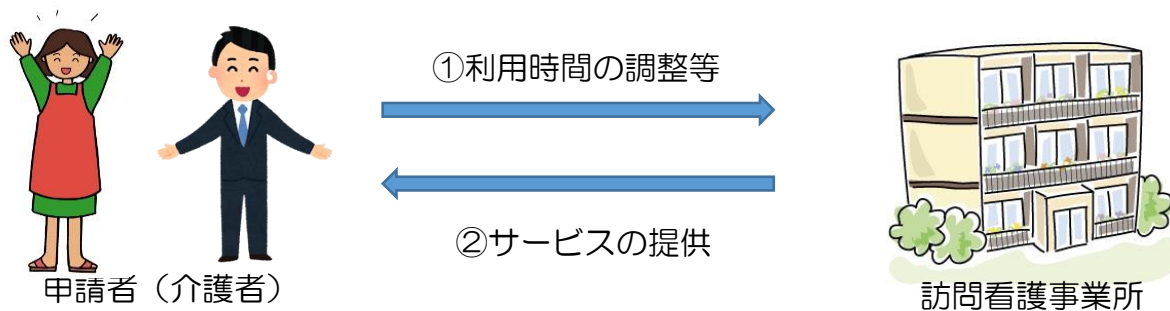
訪問看護事業所を經由して、申請書に医師の指示書（写し）を添えて市役所に申請します。市は審査のうえ、年間利用上限時間等の支給決定を行います。

※「自宅分」は年間96時間（令和8年度以降）、「保育所・学校等分」は年間144時間が上限。



II 利用 ※利用前に訪問看護事業所と調整してください。

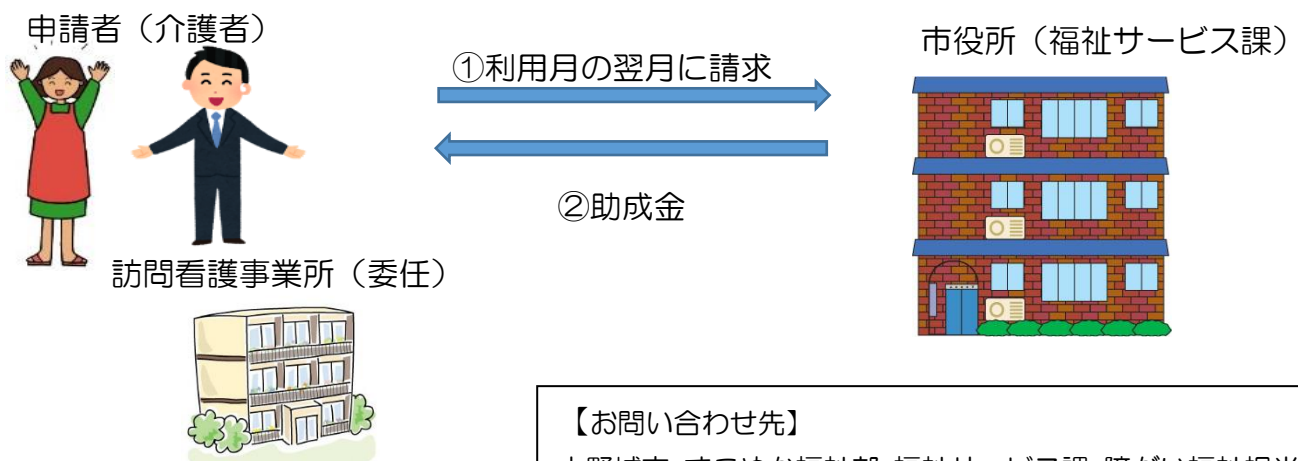
利用前に訪問看護事業所と調整していただき、サービスの提供を受けます。



III 助成金の交付申請 ※利用月の翌月に申請してください。

利用月の翌月に、助成金交付申請書兼請求書を市役所に提出します。

※助成金の交付申請等を訪問看護事業所へ委任することも可能です。（所定の委任状を提出してください。）



【お問い合わせ先】

大野城市 すこやか福祉部 福祉サービス課 障がい福祉担当

TEL 092-580-1960（直通）FAX 092-573-8083

E-mail : fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

市ホームページ : <http://www.city.onojo.fukuoka.jp>

※令和8年4月時点